

議第1号

松本都市計画道路の変更について

令和4年(2022年)6月6日提出
長野県都市計画審議会長

4都第18号
令和4年(2022年)5月23日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

松本都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

松本都市計画道路の変更（長野県決定）

都市計画道路中 3・4・11 号宮渕新橋上金井線を 3・4・11 号宮渕新橋北小松線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・11	宮渕新橋北小松線	松本市大字島内	松本市大字里山辺字西荒町	松本市丸の内	約 4,650 m	地表式	2	16m	JR 篠ノ井線と立体交差 1 カ所 幹線街路と平面交差 9 カ所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画区域において社会情勢の変化等を勘案し、道路網の見直しを行った結果、1 路線の名称、終点、延長、構造を変更するものである。

変更理由書

松本都市計画道路は、昭和7年に当初の路線が決定され、その後、人口増加による交通需要の増加等に対応するために昭和36年に全面改正を行い、34路線が決定された。以降、新たな都市計画道路の決定や変更を行い、令和3年3月末時点で、59路線が計画決定され、計画延長は約115.5km、この内整備済延長は52.8kmであり、整備率は、約46%にとどまっている。

松本都市計画道路の多くは、高度経済成長期の人口増加や市街地の拡大を想定して計画されてきたが、近年は、人口減少や少子・高齢化、コンパクトシティへの転換等、都市計画決定当時と比べ、社会経済情勢が大きく変化してきている中、必要性に変化が生じている区間がある。

このような状況を踏まえ、松本市においては平成20年度から都市計画道路の見直しに取り組み、平成23年度からは松本市総合計画や都市計画マスタープランをはじめとする上位計画との整合を図ったうえで、幹線街路の未着手路線を対象に、その必要性と実現性による検討を行い、都市計画道路の見直し方針を策定した。

この見直し方針に基づき、対象地域との合意形成や関係機関の協議が整った路線から、順次都市計画道路の変更を行うものである。

3・4・11号 宮渕新橋上金井線

本路線は、昭和36年に当初決定され、市街地北部における東西の幹線道路として一級河川奈良井川に架かる新橋の左岸側堤防を起点とし、市街地を經由して東山中部地域へ至る約6kmの路線で平成12年までに車線数や交差点形状などの変更を行いながら、現在まで約60年が経過して中心市街地の整備は概ね完了している。

決定当時は、人口増加に伴う市街地の拡大や観光拠点を結ぶ連結強化の路線を想定して計画されたが、松本市が社会経済情勢を踏まえ、平成23年に策定した見直し方針では、終点側の未整備区間約2kmのうち、本路線と交差する3・3・15号松本駅北小松線から終点側の約1.4kmの区間は廃止候補に位置付けている。

本区間を廃止した場合、市街地から東山中部地域への主要な交通は本路線に約0.8km重複する主要地方道松本和田線がすでに2車線（道路幅員約7m）で整備されており、生活道路や地域バスの利用路線として存在している。また沿線は住環境も形成され、温泉地など観光拠点への広域への交通も適切に処理できているため、本区間を新設することは不要と判断した。

また、昭和46年の区域区分の決定により、本路線の終点側約1.4kmの区間周辺を概ね市街化調整区域とし、その後、市街化区域の拡大を行った。しかしながら、平成29年3月策定、平成31年3月改定の松本市立地適正化計画における居住誘導区域から外れるため、将来的な都市構造を構成する街路としての位置付けが不要となった。

このような松本市の案の申し出を受け、県としても妥当と判断して上記区間を削除し、終点を3・3・15号松本駅北小松線との交差点に変更し、路線名を3・4・11号宮渕新橋北小松線へ変更するものである。

松本都市計画道路の新旧対照表

(旧)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・11	宮渕新橋 上金井線	松本市 大字 島内	松本市 大字 里山辺 字 上金井	松本市 丸の内	約 6,050 m	地表式	2	16m	JR 篠ノ井線と立体交差1カ所 幹線街路と平面交差10カ所	

(新)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・11	宮渕新橋 北小松線	松本市 大字 島内	松本市 大字 里山辺 字 西荒町	松本市 丸の内	約 4,650 m	地表式	2	16m	JR 篠ノ井線と立体交差1カ所 幹線街路と平面交差9カ所	

都市計画の策定の経緯の概要

松本都市計画道路の変更（長野県決定）（3・4・11号宮渕新橋上金井線）

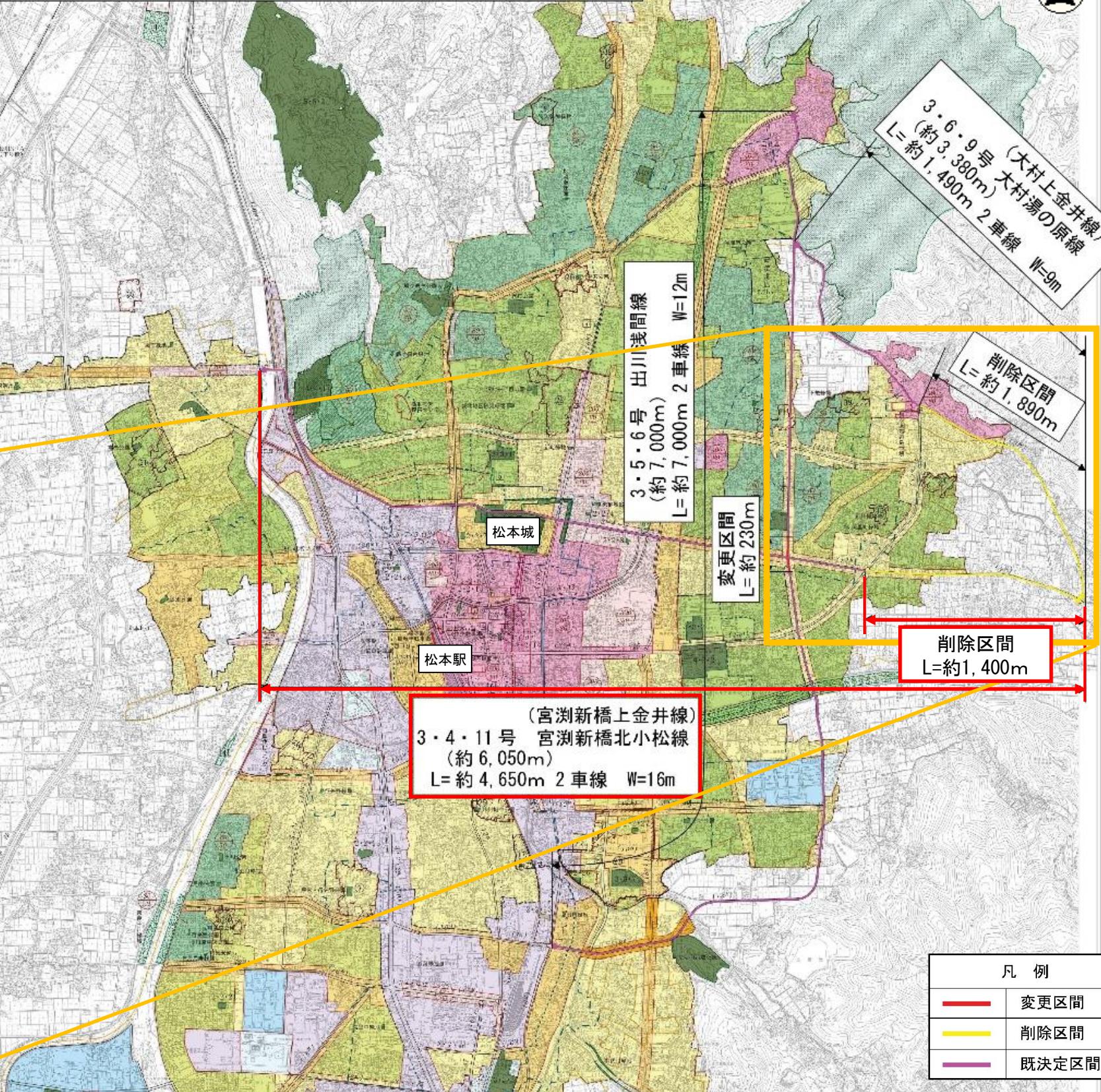
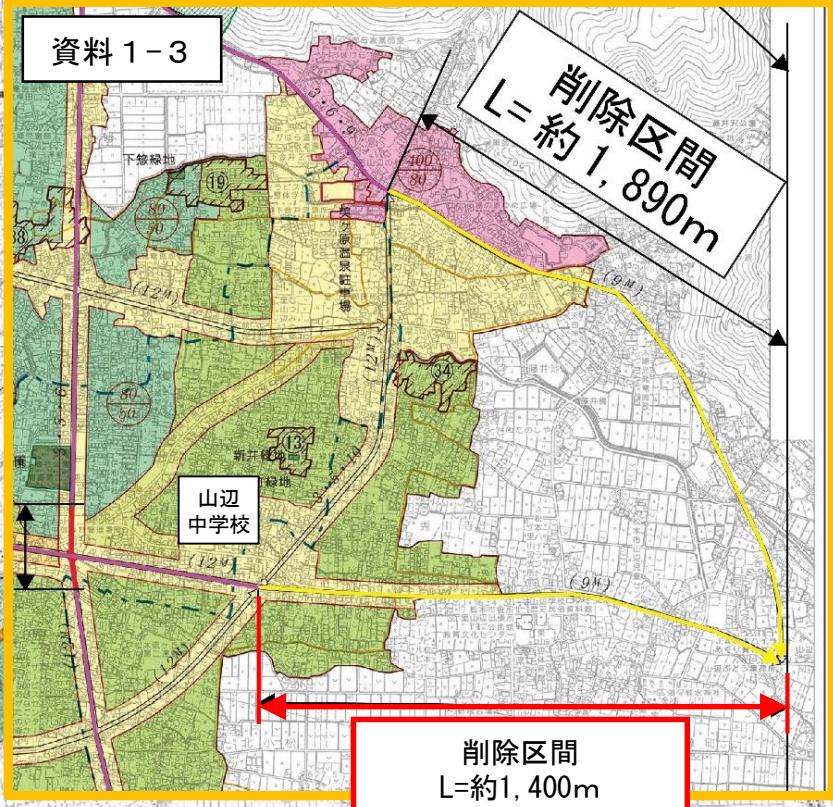
事 項	時 期	備 考
地 元 説 明	令和3年10月 1日（金）	里山辺地区
都市計画変更案の申出 （都市計画法第15条の2第1項）	令和4年 1月14日（金）	
公 聴 会 開 催 の 公 告	令和4年 2月10日（木）	県報、市広報、県ホームページ
素 案 の 閲 覧	令和4年 2月11日（金）から 令和4年 3月11日（金）まで	
公 聴 会 （都市計画法第16条第1項）	令和4年 3月13日（日）	公述の申出がないため 中止
市 町 村 意 見 聴 取 （都市計画法第18条第1項）	令和4年 3月30日（水）	
計 画 案 の 公 告 （都市計画法第17条第1項）	令和4年 4月11日（月）	県報、市広報、県ホームページ
計 画 案 の 縦 覧 （都市計画法第17条第1項）	令和4年 4月12日（火） 令和4年 4月25日（月）まで	意見書提出なし
市 町 村 意 見 聴 取 回 答	令和4年 5月31日（火）	
長野県都市計画審議会 （都市計画法第18条第1項）	令和4年 6月 6日（月）	（以下、予定）
都 市 計 画 決 定 告 示 （都市計画法第20条第1項）	令和4年 6月下旬	

松本都市計画道路の変更 総括図 (長野県決定)
3・4・11号 宮渕新橋北小松線



<p>道路幅員</p> <p>12m 以上</p> <p>10m 以上</p> <p>8m 以上</p> <p>6m 以上</p> <p>4m 以上</p> <p>3m 以上</p> <p>2m 以上</p> <p>1m 以上</p> <p>0.5m 以上</p> <p>0.2m 以上</p> <p>0.1m 以上</p> <p>その他</p>	<p>12</p> <p>10</p> <p>8</p> <p>6</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0.5</p> <p>0.2</p> <p>0.1</p>	<p>12</p> <p>10</p> <p>8</p> <p>6</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0.5</p> <p>0.2</p> <p>0.1</p>	<p>12</p> <p>10</p> <p>8</p> <p>6</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0.5</p> <p>0.2</p> <p>0.1</p>
---	--	--	--

用途地域区分	区域区分
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
第三種住居地域	第三種住居地域
第四種住居地域	第四種住居地域
第一種商業地域	第一種商業地域
第二種商業地域	第二種商業地域
第三種商業地域	第三種商業地域
第一種工業地域	第一種工業地域
第二種工業地域	第二種工業地域
第三種工業地域	第三種工業地域
第一種遊園地域	第一種遊園地域
第二種遊園地域	第二種遊園地域
第一種緑地	第一種緑地
第二種緑地	第二種緑地
第一種公園緑地	第一種公園緑地
第二種公園緑地	第二種公園緑地
第一種河川敷	第一種河川敷
第二種河川敷	第二種河川敷
第一種埋立地	第一種埋立地
第二種埋立地	第二種埋立地
第一種農用地	第一種農用地
第二種農用地	第二種農用地
第一種森林地域	第一種森林地域
第二種森林地域	第二種森林地域
第一種自然公園	第一種自然公園
第二種自然公園	第二種自然公園
第一種特別用途地域	第一種特別用途地域
第二種特別用途地域	第二種特別用途地域
第一種準工業地域	第一種準工業地域
第二種準工業地域	第二種準工業地域
第一種臨海地域	第一種臨海地域
第二種臨海地域	第二種臨海地域
第一種港湾地域	第一種港湾地域
第二種港湾地域	第二種港湾地域
第一種河川敷	第一種河川敷
第二種河川敷	第二種河川敷
第一種埋立地	第一種埋立地
第二種埋立地	第二種埋立地
第一種農用地	第一種農用地
第二種農用地	第二種農用地
第一種森林地域	第一種森林地域
第二種森林地域	第二種森林地域
第一種自然公園	第一種自然公園
第二種自然公園	第二種自然公園
第一種特別用途地域	第一種特別用途地域
第二種特別用途地域	第二種特別用途地域
第一種準工業地域	第一種準工業地域
第二種準工業地域	第二種準工業地域
第一種臨海地域	第一種臨海地域
第二種臨海地域	第二種臨海地域
第一種港湾地域	第一種港湾地域
第二種港湾地域	第二種港湾地域



凡例	
—	変更区間
—	削除区間
—	既決定区間

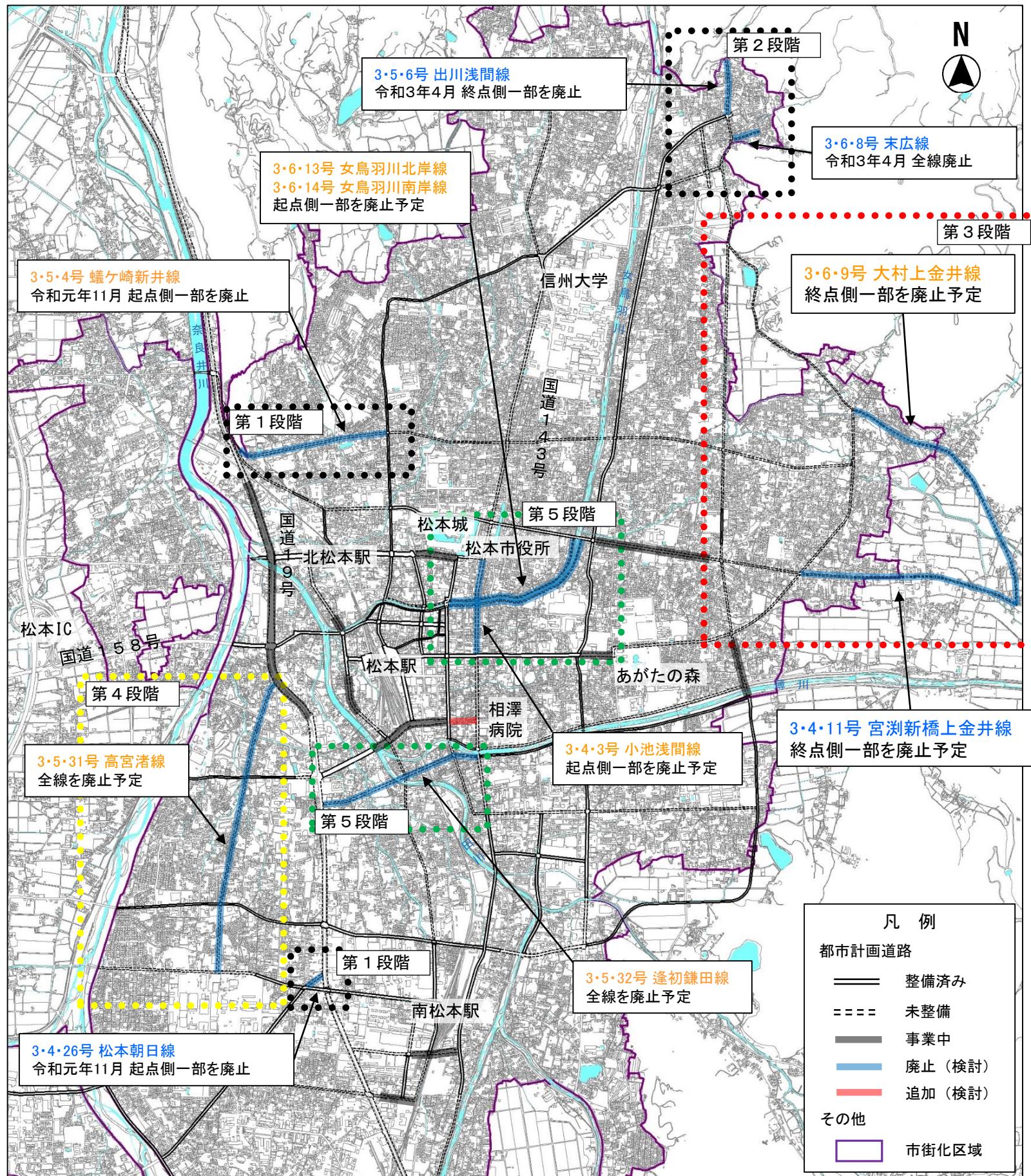
松本都市計画道路の見直し計画の概要

- 変更路線**
 (長野県決定)
 ○3・4・11号 宮渚新橋上金井線【一部廃止】
 (松本市決定)
 ○3・6・9号 大村上金井線【一部廃止】
- 変更検討路線**
 (松本市決定)
 ○3・4・3号 小池浅間線【一部廃止】
 ○3・6・13号 女鳥羽川北岸線【一部廃止】 ○3・6・14号 女鳥羽川南岸線【一部廃止】
 ○3・5・31号 高宮渚線【一部廃止】 ○3・5・32号 逢初鎌田線【全線廃止】

決定及び廃止の理由
 松本市の都市計画道路は、昭和7年に当初の都市計画道路が決定され、昭和36年に全面改正を行い、34路線が決定された。以降、新たな都市計画道路の決定や変更が行われ、現在58路線が計画決定されている。
 松本市の都市計画道路の総延長は合計115.5km、その内、整備済延長が52.8kmであり、整備率は、約46%にとどまっている。(令和2年度末時点)
 都市計画道路の多くが高度経済成長期の人口増加や市街地の拡大を想定し、計画されてきたが、昨今においては、少子・高齢化に伴う人口減少や厳しい財政状況等、都市計画決定当時と比べ社会情勢が大きく変化している。
 また、都市計画道路の区域内は、将来における事業の円滑な施行を確保するため、都市計画法第53条により建築制限を課していることから、長期未着手の都市計画道路については、住民の権利を過度に制限することにつながる懸念がある。
 この様な状況を踏まえ、上位計画や関連計画との整合を図ったうえで、都市計画道路全体について必要性を検証し、関係機関等との協議のうえ、変更方針が決定した路線から都市計画道路の変更を行うものである。

- 見直し手法**
- 見直し対象区間の設定、区間別評価(廃止・変更・存続の各候補素案の設定)
 - 必要性の評価(交通機能、空間機能、市街地形成機能)
 - 実現性の評価(代替路、構造上の支障、事業実施上の支障)
 - 都市の将来像に即した将来道路網案の作成
 - 区間別評価をもとに、総合計画等の方針(将来都市像)に即した道路網案を作成
 - 立地適正化計画上の拠点性等を考慮
 - 廃止候補とした区間は原則廃止とし、ネットワークとしての妥当性を考慮
 - 道路網案の評価・検証(交通量推計、土地利用面からの検証)
 - 関係機関等との協議・調整が整い、変更が確定した路線から順次都市計画変更

- 見直し経過**
- 見直し対象区間の設定、区間別評価
 - 平成23年 3月 区間別評価の公表(松本市総合都市交通計画)
 - 上位関連計画との整合(将来都市像の明確化、将来道路網案の検討)
 - 平成28年 4月 松本市次世代交通政策実行計画
 - 平成29年 3月 立地適正化計画(都市機能誘導区域の設定)
 - 平成31年 3月 立地適正化計画改定(居住誘導区域の設定)
 - 令和 3年 8月 松本市総合計画策定(基本構想2030・第11次基本計画)
 - 令和 3年 9月 松本市総合交通戦略改定
 - 都市計画変更
 - 平成30年10月～令和元年11月
 - 第1段階 都市計画変更(城山新井線、松本朝日線)
 - 令和 3年 4月 第2段階 都市計画変更(出川浅間線、末広線)
 - 令和 3年 8月～第3段階 関係機関協議、地元説明(宮渚新橋上金井線、大村上金井線)





松本都市計画道路の変更 計画図 (長野県決定)
3・4・11号 宮渚新橋北小松線



かりがねサッカー場

美ヶ原温泉
駐車場

山辺中学校

里山辺出張所

教育文化
センター

(宮渚新橋上金井線)
3・4・11号 宮渚新橋北小松線
(約6,050m)
L=約4,650m 2車線 W=16m

削除区間 L=約1,400m

3・4・11号 宮渚新橋北小松線
現道が代替性を有していることから、終点側の約1,400mを削除し、
終点及び名称を変更する。

- 凡 例
- 変更後
 - 削除
 - 既決定
 - ()内は変更前

